

2008. 12. 6

汚染米とメラミン汚染

神山美智子

- 1 弱者が食べていた事故米とメラミン
 - 日進医療食品ルート
 - 学校給食や老人保健施設など
 - 複合影響は考えられていない

- 2 事故米はなぜ流通したか
 - 事故品処理要領で食用と非食用を分けていない
 - 極力食用に販売することとされている
 - 事故品とは破袋や水濡れ品のこと
 - 食用と非食用を分けるのは食料事務所長の権限

- 3 カドミ米、加工用 MA 米は食用転用防止措置あり
 - カドミ米 着色、破碎、事後チェック
 - 加工用 破碎
 - 事故米 丸米のまま販売
 - (食品衛生法違反なので罰則があり、転用しないと思った)

- 4 事故米穀不正規流通問題に関する有識者会議開催
 - 9月19日第一回 11月25日第17回 第一次とりまとめ報告
 - 消費者庁消費者政策委員会の前倒し実施との触れ込み
 - 農水省の組織と意識改革ができるか
 - 食品安全委員会の体質は変わらない